

【別表】

第3期宇和島市地域福祉計画策定支援業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の 的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10	30
	提案内容の 実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	10	
	事業への理 解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10	
提案項目①	策定方針	本市の現状・課題を踏まえた提案がされているか。		5
	課題分析	地域課題や市民等の意見を計画に適切に反映させていくための提案がされているか。		5
	情報理解	国・県の動向を踏まえた提案がされているか。		5
	進行管理	計画の効果的な推進につながる提案がされているか。		5
提案項目②	独自提案	提案事業者のノウハウや知識等を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がされているか。		10
実施体制	業務実施 体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10	20
		各工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか。	10	
	業務実績	本業務と同種・同類業務の受注実績があるか。		10
業務経費	価格点	10点×提案者のうち最も低い見積価格/提案者の見積価格 ※小数点以下切り捨て		10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が高点の場合には見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。